

# 重大事態への対応マニュアル（市場小学校）

## ★いじめ事案発生★

### (1) 組織員の構成

#### ①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、学校医）

#### ②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：（スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、青少年育成センター）

### (2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

## I 重大事態の発生（疑いを含む）

## II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

## III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
  - ②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
  - ③調査を行うための第三者組織（小学校関係者、中学校関係者、学識関係者、児童相談関係者、心理の専門家、PTA関係者、少年犯罪の専門家、青少年育成センター）

## IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒、保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
  - ①調査の目的・目標
  - ②調査主体
  - ③調査時期・期間
  - ④調査項目
  - ⑤調査方法
  - ⑥調査結果の提供

## V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。
  - ①文書情報の整理
  - ②アンケート調査の実施
  - ③聞き取り調査の実施 → 時系列にまとめて分析する。
  - ④情報の整理

## VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

## VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。
- ・報告書の取りまとめをする。